

## 一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本州四国連絡高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第11条中「平成72年3月8日」を「平成72年1月2日」に改める。

別紙 1 - 2 を次のとおり改める。

**別紙1-2**

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))(坂出北スマートIC)に関する  
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

**1. 工事の内容**

## (1) 路線名

一般国道30号(本州四国連絡道路(児島・坂出ルート))

## (2) 工事の箇所

香川県坂出市

## (3) 工事方法

## (イ) ほかの道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道瀬居坂出港線	香川県坂出市	立体接続	(仮称)坂出北スマートインターチェンジ

## (4) 工事予算

3,103 百万円(消費税込み)

## (5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日          平成    29年    9月    1日

②工事の完成予定年月日      平成    37年    3月    31日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

3,624 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額          — 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

## 別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

# 修繕に係る工事に要する費用に係る 債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	1,135 百万円
H 1 9	4,509 百万円
H 2 0	4,337 百万円
H 2 1	5,665 百万円
H 2 2	5,438 百万円
H 2 3	4,197 百万円
H 2 4	3,663 百万円
H 2 5	8,767 百万円
H 2 6	11,343 百万円
H 2 7	12,181 百万円
H 2 8	6,958 百万円
H 2 9	8,621 百万円
H 3 0	16,058 百万円
H 3 1	11,788 百万円
H 3 2	15,225 百万円
H 3 3	20,012 百万円
H 3 4	10,272 百万円
H 3 5	9,188 百万円
H 3 6	9,105 百万円
H 3 7	8,711 百万円
H 3 8	8,602 百万円
H 3 9	7,256 百万円
H 4 0	7,199 百万円
H 4 1	6,937 百万円
H 4 2	7,075 百万円
H 4 3	6,881 百万円
H 4 4	6,940 百万円
H 4 5	6,877 百万円
H 4 6	6,747 百万円
H 4 7	6,672 百万円
H 4 8	6,521 百万円
H 4 9	6,335 百万円
H 5 0	6,502 百万円
H 5 1	6,353 百万円
H 5 2	6,748 百万円
H 5 3	6,715 百万円
H 5 4	6,660 百万円
H 5 5	6,296 百万円
H 5 6	6,551 百万円
H 5 7	6,183 百万円
H 5 8	6,276 百万円
H 5 9	6,488 百万円
H 6 0	6,735 百万円
H 6 1	6,456 百万円
H 6 2	6,552 百万円
H 6 3	7,141 百万円
H 6 4	7,396 百万円
H 6 5	7,594 百万円
H 6 6	7,348 百万円
H 6 7	7,531 百万円
H 6 8	7,425 百万円
H 6 9	7,305 百万円
H 7 0	7,133 百万円
H 7 1	5,570 百万円

(注1) H18年度からH29年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。



別紙 4 を次のとおり改める。

## 別紙4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

# 災害復旧に要する費用に係る 債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	12,380 百万円
---------	------------

別紙5を次のとおり改める。

## 別紙5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

# 無利子貸付けの貸付計画

本州四国連絡高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H 2 9	6 百万円
H 3 0	12 百万円
H 3 1	25 百万円
H 3 2	60 百万円
H 3 3	205 百万円
H 3 4	420 百万円
H 3 5	468 百万円
H 3 6	354 百万円
H 3 7	0 百万円
H 3 8	0 百万円
H 3 9	0 百万円
H 4 0	0 百万円
H 4 1	0 百万円
H 4 2	0 百万円
H 4 3	0 百万円
H 4 4	0 百万円
H 4 5	0 百万円
H 4 6	0 百万円
H 4 7	0 百万円
H 4 8	0 百万円
H 4 9	0 百万円
H 5 0	0 百万円
H 5 1	0 百万円
H 5 2	0 百万円
H 5 3	0 百万円
H 5 4	0 百万円
H 5 5	0 百万円
H 5 6	0 百万円
H 5 7	0 百万円
H 5 8	0 百万円
H 5 9	0 百万円
H 6 0	0 百万円
H 6 1	0 百万円
H 6 2	0 百万円
H 6 3	0 百万円
H 6 4	0 百万円
H 6 5	0 百万円
H 6 6	0 百万円
H 6 7	0 百万円
H 6 8	0 百万円
H 6 9	0 百万円
H 7 0	0 百万円
H 7 1	0 百万円

(注1) 平成29年度は実績値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

## 別紙6

(協定第9条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

# 道路資産の貸付料の額



本州四国連絡高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構築物等分	
				うち盛土・切土・のり 面構築物等分	うち橋梁・トンネル 等分
H18	( 58,545 百万円 ) 60,704 百万円	( 2,489 百万円 ) 2,597 百万円	( 47,289 百万円 ) 49,340 百万円	( 4,629 百万円 ) 4,830 百万円	( 42,660 百万円 ) 44,510 百万円
H19	( 57,759 百万円 ) 60,308 百万円	( 2,450 百万円 ) 2,577 百万円	( 46,542 百万円 ) 48,964 百万円	( 4,556 百万円 ) 4,793 百万円	( 41,986 百万円 ) 44,171 百万円
H20	( 54,980 百万円 ) 56,415 百万円	( 2,311 百万円 ) 2,382 百万円	( 43,902 百万円 ) 45,266 百万円	( 4,298 百万円 ) 4,431 百万円	( 39,604 百万円 ) 40,835 百万円
H21	( 37,795 百万円 ) 37,631 百万円	( 1,451 百万円 ) 1,443 百万円	( 27,577 百万円 ) 27,421 百万円	( 2,700 百万円 ) 2,685 百万円	( 24,877 百万円 ) 24,736 百万円
H22	( 37,196 百万円 ) 38,520 百万円	( 1,421 百万円 ) 1,473 百万円	( 27,008 百万円 ) 27,978 百万円	( 2,644 百万円 ) 2,739 百万円	( 24,364 百万円 ) 25,239 百万円
H23	( 37,523 百万円 ) 45,129 百万円	( 1,572 百万円 ) 1,990 百万円	( 27,087 百万円 ) 34,275 百万円	( 2,093 百万円 ) 2,649 百万円	( 24,994 百万円 ) 31,626 百万円
H24	( 40,644 百万円 ) 48,011 百万円	( 1,777 百万円 ) 2,181 百万円	( 30,655 百万円 ) 37,618 百万円	( 2,367 百万円 ) 2,904 百万円	( 28,288 百万円 ) 34,714 百万円
H25	( 39,461 百万円 ) 48,943 百万円	( 1,712 百万円 ) 2,232 百万円	( 29,537 百万円 ) 38,499 百万円	( 2,280 百万円 ) 2,972 百万円	( 27,257 百万円 ) 35,527 百万円
H26	( 46,375 百万円 ) 47,677 百万円	( 2,073 百万円 ) 2,144 百万円	( 35,812 百万円 ) 37,043 百万円	( 2,762 百万円 ) 2,857 百万円	( 33,050 百万円 ) 34,186 百万円
H27	( 44,210 百万円 ) 49,086 百万円	( 1,954 百万円 ) 2,218 百万円	( 33,734 百万円 ) 38,346 百万円	( 2,594 百万円 ) 2,946 百万円	( 31,140 百万円 ) 35,400 百万円
H28	( 44,264 百万円 ) 48,948 百万円	( 1,957 百万円 ) 2,209 百万円	( 33,841 百万円 ) 38,219 百万円	( 2,600 百万円 ) 2,934 百万円	( 31,241 百万円 ) 35,285 百万円
H29	( 43,834 百万円 ) 49,927 百万円	( 1,917 百万円 ) 2,254 百万円	( 33,171 百万円 ) 38,927 百万円	( 2,546 百万円 ) 2,988 百万円	( 30,625 百万円 ) 35,939 百万円
H30	45,753 百万円	2,025 百万円	34,967 百万円	2,684 百万円	32,283 百万円
H31	40,950 百万円	1,759 百万円	30,430 百万円	2,336 百万円	28,094 百万円
H32	39,764 百万円	1,694 百万円	29,309 百万円	2,250 百万円	27,059 百万円
H33	39,119 百万円	1,659 百万円	28,699 百万円	2,203 百万円	26,496 百万円
H34	37,623 百万円	1,577 百万円	27,285 百万円	2,095 百万円	25,190 百万円
H35	36,775 百万円	1,531 百万円	26,483 百万円	2,033 百万円	24,450 百万円
H36	56,118 百万円	2,588 百万円	44,769 百万円	3,437 百万円	41,332 百万円
H37	55,469 百万円	2,552 百万円	44,156 百万円	3,390 百万円	40,766 百万円
H38	54,815 百万円	2,517 百万円	43,537 百万円	3,342 百万円	40,195 百万円
H39	54,284 百万円	2,488 百万円	43,035 百万円	3,304 百万円	39,731 百万円
H40	53,274 百万円	2,433 百万円	42,080 百万円	3,230 百万円	38,850 百万円
H41	52,665 百万円	2,399 百万円	41,505 百万円	3,186 百万円	38,319 百万円
H42	51,961 百万円	2,361 百万円	40,839 百万円	3,135 百万円	37,704 百万円
H43	51,251 百万円	2,322 百万円	40,168 百万円	3,084 百万円	37,084 百万円
H44	50,429 百万円	2,277 百万円	39,391 百万円	3,024 百万円	36,367 百万円
H45	49,747 百万円	2,240 百万円	38,746 百万円	2,974 百万円	35,772 百万円
H46	48,881 百万円	2,192 百万円	37,928 百万円	2,912 百万円	35,016 百万円
H47	48,434 百万円	2,168 百万円	37,505 百万円	2,879 百万円	34,626 百万円
H48	47,664 百万円	2,126 百万円	36,777 百万円	2,823 百万円	33,954 百万円
H49	46,933 百万円	2,086 百万円	36,086 百万円	2,770 百万円	33,316 百万円
H50	46,144 百万円	2,043 百万円	35,340 百万円	2,713 百万円	32,627 百万円
H51	45,811 百万円	2,025 百万円	35,025 百万円	2,689 百万円	32,336 百万円
H52	44,806 百万円	1,970 百万円	34,075 百万円	2,616 百万円	31,459 百万円
H53	44,280 百万円	1,941 百万円	33,578 百万円	2,578 百万円	31,000 百万円
H54	43,836 百万円	1,917 百万円	33,158 百万円	2,546 百万円	30,612 百万円
H55	43,562 百万円	1,902 百万円	32,899 百万円	2,526 百万円	30,373 百万円
H56	42,889 百万円	1,865 百万円	32,263 百万円	2,477 百万円	29,786 百万円
H57	42,271 百万円	1,831 百万円	31,679 百万円	2,432 百万円	29,247 百万円
H58	41,875 百万円	1,810 百万円	31,304 百万円	2,403 百万円	28,901 百万円
H59	41,558 百万円	1,792 百万円	31,005 百万円	2,380 百万円	28,625 百万円
H60	40,992 百万円	1,761 百万円	30,470 百万円	2,339 百万円	28,131 百万円
H61	40,109 百万円	1,713 百万円	29,635 百万円	2,275 百万円	27,360 百万円
H62	39,731 百万円	1,692 百万円	29,278 百万円	2,248 百万円	27,030 百万円
H63	39,463 百万円	1,678 百万円	29,024 百万円	2,228 百万円	26,796 百万円
H64	38,691 百万円	1,636 百万円	28,294 百万円	2,172 百万円	26,122 百万円
H65	38,077 百万円	1,602 百万円	27,714 百万円	2,128 百万円	25,586 百万円
H66	37,468 百万円	1,569 百万円	27,138 百万円	2,083 百万円	25,055 百万円
H67	37,005 百万円	1,543 百万円	26,701 百万円	2,050 百万円	24,651 百万円
H68	36,256 百万円	1,503 百万円	25,992 百万円	1,995 百万円	23,997 百万円
H69	35,661 百万円	1,470 百万円	25,430 百万円	1,952 百万円	23,478 百万円
H70	35,063 百万円	1,437 百万円	24,865 百万円	1,909 百万円	22,956 百万円
H71	18,990 百万円	677 百万円	11,706 百万円	899 百万円	10,807 百万円

(注1)平成18年度から平成29年度の上段( )内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

本州四国連絡高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H18	(75,422 百万円) 78,335 百万円
H19	(75,021 百万円) 78,320 百万円
H20	(72,084 百万円) 74,240 百万円
H21	(54,982 百万円) 54,268 百万円
H22	(54,506 百万円) 56,375 百万円
H23	(53,810 百万円) 61,954 百万円
H24	(56,893 百万円) 64,828 百万円
H25	(55,949 百万円) 65,990 百万円
H26	(62,880 百万円) 64,811 百万円
H27	(61,476 百万円) 66,967 百万円
H28	(62,345 百万円) 67,652 百万円
H29	(61,974 百万円) 68,686 百万円
H30	64,069 百万円
H31	59,451 百万円
H32	58,036 百万円
H33	56,654 百万円
H34	55,305 百万円
H35	54,136 百万円
H36	73,251 百万円
H37	72,476 百万円
H38	71,696 百万円
H39	71,125 百万円
H40	70,166 百万円
H41	69,467 百万円
H42	68,728 百万円
H43	68,173 百万円
H44	67,262 百万円
H45	66,545 百万円
H46	65,825 百万円
H47	65,301 百万円
H48	64,474 百万円
H49	63,780 百万円
H50	63,101 百万円
H51	62,599 百万円
H52	61,753 百万円
H53	61,094 百万円
H54	60,485 百万円
H55	60,006 百万円
H56	59,209 百万円
H57	58,579 百万円
H58	57,954 百万円
H59	57,533 百万円
H60	56,764 百万円
H61	56,151 百万円
H62	55,552 百万円
H63	55,222 百万円
H64	54,592 百万円
H65	54,120 百万円
H66	53,652 百万円
H67	53,331 百万円
H68	52,724 百万円
H69	52,270 百万円
H70	51,815 百万円
H71	38,845 百万円

(注1) 平成18年度から平成29年度までの上段( )内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

4 のうち、「平成 7 2 年 3 月 8 日」を「平成 7 2 年 1 月 2 日」に改める。

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)  
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る  
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	96百万円
H 2 8	53百万円
H 2 9	54百万円
H 3 0	3,664百万円
H 3 1	2,003百万円
H 3 2	2,178百万円
H 3 3	2,151百万円
H 3 4	2,166百万円
H 3 5	2,133百万円
H 3 6	2,220百万円
H 3 7	2,148百万円
H 3 8	2,213百万円
H 3 9	2,197百万円
H 4 0	2,094百万円
H 4 1	2,152百万円

(注1) 平成27年度から平成29年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。



この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成30年 8月 6日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 渡邊 大樹

本州四国連絡高速道路株式会社  
代表取締役社長 酒井 孝志